

岩手県監査委員告示第33号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第9号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年6月7日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗  
岩手県監査委員 吉田 政司  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 岩手県環境保健研究センター

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成28年1月6日

(2) 本監査実施日 平成28年2月9日

3 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産貸付料の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが13件、228,958円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	行政財産貸付料の歳入科目誤りについては、調定収納更正を行い、正しい歳入科目に収納した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。